金融商品の時価等の開示

第 1 回： 概要 その 1

2009.08.20

新日本有限責任監査法人 公認会計士 山岸聡

1. 目的

金融商品全般に関する開示の充実を図る目的で「金融商品に関する会計基準」（以下、改正基準）および企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下、適用指針）が公表されました。

時価等の開示情報の充実を図り、従来の注記による有価証券やデリバティブ取引についての情報開示が、金銭債権や金銭債務等の金融商品全般に対象範囲が拡大され、各項目に関する定性的情報および定量的情報の開示項目が拡大されました。

ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができます。さらに、連結財務諸表において注記する場合、個別財務諸表における記載は不要という扱いになっています。

2. 適用指針の内容

(1)開示の内容

金融商品の状況に関する事項（定性的情報）と金融商品の時価等に関する事項（定量的情報）を開示しますが、それぞれの内容をまとめると以下のようになります。

金融商品の状況に関する事項(会計基準40-2(1)、適用指針3) ⇒ 定性的情報	①金融商品に対する取組方針
	②金融商品の内容およびそのリスク
	③金融商品に係るリスク管理体制
	④金融商品の時価等に関する事項について補足説明
金融商品の時価等に関する事項(会計基準40-2(2)、適用指針4)(※1) ⇒ 定量的情報	①金融商品に関する科目ごとに貸借対照表計上額
	②貸借対照表日における時価(※2)
	③貸借対照表計上額と時価の差額
	④時価の算定方法

(※1)有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および満期がある有価証券（売買目的を除く）、社債・長期借入金・リース債務およびその他の有利子負債、金銭債務については、別途追加的な開示項目を記載する規定があります（適用指針 4 項）。

(※2)時価を把握することが極めて困難なため、時価を注記しない場合は、金融商品の概要、貸借対照表計上額およびその理由の注記が必要です（適用指針 5 項）。

定性的情報全体のイメージ

①金融商品に対する取組方針

金融資産:運用方針
金融負債:調達方針等
} 両者に重要な関連がある場合は重要な関連の概要も記載する。

②金融商品の内容およびリスク

金融商品の種類 ⇒ 株式、債券、デリバティブの内容
リスク 市場リスク ⇒ 金利、為替等の種類ごと
信用リスク ⇒ 特定の業種等に集中しているかなど
流動性リスク ⇒ 支払いを実行できなくなるリスク

③金融商品に係るリスク管理体制

管理方針
管理規程
管理部署
} これらがリスク管理体制に含まれる。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明:重要な前提条件等

(2)適用時期

改正基準および適用指針は、金融業等における市場リスクの定量的情報を除いて、原則として平成22年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用されます。

また、リスク管理体制に関する事項のうち、リスク変数の変動に係る感応度が重要な企業について必要とされる事項(適用指針3項(3))は、開示を翌期からとすることができます(適用指針7項)。

金融商品の時価等の開示

第 2 回: 概要 その 2

2009.08.21

新日本有限責任監査法人 公認会計士 山岸聡

3. 金融商品の状況に関する事項(適用指針 3 項)

金融商品の状況に関する事項を注記するに当たっては以下の点に留意します。

(1)金融商品に対する取組方針

① 金融資産であれば、資金運用方針、金融負債であれば資金調達方針およびその手段(内容)、償還期間の状況などが含まれます。

② 金融資産と金融負債との間または金融商品と非金融商品との間に重要な関連が認められる場合、当該重要な関連の概要について記載します。

③ 金融商品の取り扱いが主たる業務である場合には、当該業務の概要について記載します。

(2)金融商品の内容およびそのリスク

① 取り扱っている主な金融商品の種類(例えば、有価証券の場合には、株式および債券等、デリバティブ取引の場合には、先物取引、オプション取引、先渡取引およびスワップ取引等)および主な金融商品についての説明が含まれます。

② 金融商品のリスクには、市場リスク(市場の相場その他指標の数値の変動によるリスク)、信用リスク(取引相手先の契約不履行に係るリスク)、資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)が含まれます。

③ 金融商品に係る信用リスクが、特定の企業集団、業種または地域等に著しく集中している場合には、その概要(貸借対照表計上額および契約額に対する当該信用リスクを有する取引相手先の金額の割合を含む)を記載します。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① リスク管理方針、リスク管理規程、リスク管理部署の状況およびリスクの減殺方法または測定手続等が含まれます。

② 金融資産および金融負債がそれぞれ資産の総額および負債の総額の大部分を占めており、かつ当該金融資産および金融負債の双方が事業目的に照らして重要である会社にあっては、当該金融資産および金融負債の主要な市場リスクの要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産および金融負債の価値の変動率(感応度)の重要性がある場合には、次の(ア)または(イ)の事項を記載します。

(ア)市場リスクに関する定量的分析を利用している金融商品

当該分析に基づく定量的情報およびこれに関連する情報

(イ)市場リスクに関する定量的分析を利用していない金融商品

リスク変数の変動を合理的な範囲で仮定して算定した時価の増減額およびこれに関連する情報

(4)金融商品の時価等に関する補足説明

金融商品の時価に関する重要な前提条件などが含まれます。

【記載内容の例示】

(1)金融商品に対する取組方針

- 資金運用は短期的な預金等に限定している旨
- 資金調達は銀行借入によっている旨
- デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するため等の目的のために利用し、投機的な取引は行わないこととしている旨
- 事業目的に沿った設備投資計画から必要な資金を調達している旨
- 余資は安全性の高い金融資産で運用している旨

など

(2)金融商品の内容およびそのリスク

- 営業債権としての受取手形および売掛金が信用リスクにさらされている旨
- 営業債務としての支払手形および買掛金が為替リスクにさらされている旨
- 為替リスクにさらされているため先物為替予約を利用している旨
- 保有する有価証券および投資有価証券は取引先企業の株式である旨
- 有価証券が市場価格の変動リスクにさらされている旨
- 借入金が金利リスクにさらされている旨
- 金利リスクをヘッジするために金利スワップ取引を利用している旨

など

(3)金融商品に係るリスク管理体制

- 信用リスクの管理は与信管理規程や債権管理規程によって管理している旨
- 取引相手ごとに期日および残高を管理している旨
- デリバティブ取引は格付の高い金融機関とのみ取引を行っている旨
- 為替リスクの管理は通貨別に行っている旨
- 金利変動リスクを抑制するために金利スワップ取引を利用している旨
- 有価証券および投資有価証券は、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握している旨
- 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理は、財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新している旨
- 手許流動性を月間売上高の一定期間に維持している旨

など

金融商品の時価等の開示

第 3 回: 概要 その 3

2009.09.01

新日本有限責任監査法人 公認会計士 山岸聡

4. 金融商品の時価等に関する事項(適用指針 4 項)

金融商品の時価は、金融商品会計基準等に定める時価に基づいて、委託手数料等取引に付随して発生する費用を含めずに、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価およびその差額ならびに当該時価の算定方法を注記します。

(1) 金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価およびその差額ならびに時価の算定方法

(2) 有価証券については、保有目的ごとに定める事項、保有目的の変更に関する事項および減損処理に関する事項(※1)

(3) デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているものを含む)については、取引の対象物の種類ごとに、契約額、時価および時価の算定方法等(※2)

(4) 金銭債権および満期がある有価証券(ただし、売買目的有価証券を除く)については、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額(※3)

(5) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債については、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額(※4)

(6) 金銭債務については、貸借対照表日における時価の開示に加えて、約定金利に金利水準の変動のみを反映した利子率で割り引いた金銭債務の金額または無リスクの利子率で割り引いた金銭債務の金額のいずれかを開示することができます。ただし、金額の算定方法および時価との差額について適切な補足説明を行います(※5)。

※1 有価証券に関する事項

① 売買目的有価証券

当期の損益に含まれた評価差額を注記します。

② 満期保有目的の債券

(ア)当該債券を、貸借対照表日における時価が貸借対照表日における貸借対照表計上額を超えるものおよび当該時価が当該貸借対照表計上額を超えないものに区分し、当該区分ごとの当該貸借対照表計上額、当該時価およびその差額を注記します。

(イ)当期中に売却したものがある場合には、債券の種類ごとの売却原価、売却額、売却損益および売却の理由を注記します。

なお、(ア)の注記に当たっては、債券の種類ごとに区分して記載することができます。

③ その他有価証券

（ア）当該有価証券を、貸借対照表日における貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるものおよび当該貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないものに区分し、当該区分ごとの取得原価または償却原価、当該貸借対照表計上額およびその差額を注記します。

（イ）当期中に売却したものがある場合には、売却額、売却益の合計額および売却損の合計額を注記します。

なお、当該注記に当たっては、有価証券の種類（株式および債券等）ごとに区分して記載する。また、（ア）の注記に当たって、債券については種類ごとに区分して記載することができます。

④ 当期中に売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券の保有目的を変更した場合には、その旨、変更の理由（満期保有目的の債券の保有目的を変更した場合に限る）および当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を注記します。

⑤ 当期中に有価証券の減損処理を行った場合には、減損処理を行った旨および減損処理額を注記します。

※2 デリバティブ取引に関する事項

取引の対象物の種類（通貨、金利、株式、債券および商品等）ごとに、次の事項を注記します。

① ヘッジ会計が適用されていないもの

（ア）貸借対照表日における契約額または契約において定められた元本相当額

（イ）貸借対照表日における時価および当該時価の算定方法

（ウ）貸借対照表日における評価損益

② ヘッジ会計が適用されているもの

（ア）貸借対照表日における契約額または契約において定められた元本相当額

（イ）貸借対照表日における時価および当該時価の算定方法

※3 金銭債権および満期がある有価証券に関する事項

金銭債権および満期がある有価証券（ただし、売買目的有価証券を除く）については、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記します。

※4 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債に関する事項

社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債については、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記します。

※5 金銭債務に関する事項

金銭債務については、貸借対照表日における時価の開示に加えて、次の金額のいずれかを開示することができます。ただし、この場合には、当該金額の算定方法および時価との差額についての適切な補足説明を行います。

① 約定金利に金利水準の変動のみを反映した利子率（貨幣の時間価値だけを反映した無リスクの利子率の変動のみを加味し、企業自身の信用リスクの変化は反映しない利子率）で割り引いた金銭債務の金額
② 無リスクの利子率（企業自身の信用リスクは反映しない利子率）で割り引いた金銭債務の金額

【記載内容の例示】
連結決算日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

項目	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1)現金および預金	xxx	xxx	－
(2)受取手形および売掛金	xxx	xxx	－
(3)投資有価証券その他有価証券	xxx	xxx	－
(4)支払手形および買掛金	(xxx)	(xxx)	－
(5)短期借入金	(xxx)	(xxx)	－
(6)長期借入金	(xxx)	(xxx)	xxx
(7)デリバティブ取引	－	－	－

（※）負債に計上されているものについては（ ）で示しています。
（注 1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
(1)現金および預金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2)受取手形および売掛金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3)投資有価証券
株式は取引所の価格によっています。なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

	種類	取得価額	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	株式	xxx	xxx	xxx
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	株式	xxx	xxx	xxx
合計		xxx	xxx	xxx

(4)支払手形および買掛金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5)短期借入金
一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、返済期日までの期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によって算定しています。

(6)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。

(7)デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの　：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（うち1年超）	時価等	時価の算定方法
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金および社債	xxx (xxx)	xxx	取引先金融機関から提示された価格によっている
	金利先物取引	長期借入金	xxx (xxx)	xxx	取引所の価格によっている
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	xxx (xxx)		取引先金融機関から提示された価格によっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	xxx (xxx)	xxx	先物為替相場によっている
合計		xxx	xxx (xxx)	xxx	—

金融商品の時価等の開示

第 4 回： 実務上のポイント その 1

2009.12.04

新日本有限責任監査法人　ナレッジセンター

公認会計士　金子裕子

はじめに

平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末から、改正企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下、改正会計基準）および企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下、適用指針）が適用となり、金融商品全般について時価等の開示が求められます。寄せられたさまざまな質問を基に、本稿では実務上のポイントを解説します。

1. 新会計基準の適用と会計方針の変更

改正会計基準等の適用により、主に 2 点の改正がされています。a)の会計処理に影響を及ぼす事項と、b)の開示にのみ影響のある事項では、適用初年度における会計方針の変更等の取り扱いが、次のように異なります。

改正内容	会計方針の変更等の注記の要否
a) 例外的に時価で貸借対照表に計上しないことが認められる範囲が、「市場価格のない有価証券」から「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に限定された（会計処理に影響を及ぼす事項）。	会計方針の変更に該当し、原則として会計方針の変更の注記が必要である。
b) 時価開示の対象が金融商品全般に拡大された（注記にのみ影響する事項）。	会計方針の変更に該当しないが、原則として改正会計基準等を適用している旨を追加情報として注記する。

2. 開示対象となる金融商品の範囲

従来、時価等の開示は、有価証券およびデリバティブについて行われてきましたが、原則としてすべての金融商品に拡大されています（適用指針第 2 項）。このため、現金および預金、受取手形および売掛金、貸付金、支払手形および買掛金、借入金、リース債務等の幅広い項目が対象となります。

ただし、次のものは開示対象から除かれます。

- 改正会計基準の適用対象外となる項目（保険契約、退職給付債務および年金資産など）
- 純資産の部に計上されるもの（発行者における新株予約権など）
- 重要性が乏しいもの

3. 開示の概要と開示対象の重要性

(1)開示の概要

今回の改正では、金融商品全般について、金融商品の状況に関する事項（定性的情報）と金融商品の時価等に関する事項（定量的情報）の開示が求められます。適用指針では、定性的情報・定量的情

報ともに、重要性が乏しいものは注記を省略できるとしています（適用指針第 3 項、第 4 項）が、具体的な数値基準は設けられていません。この重要性については、次のように考えることができるでしょう。

⑵定量的情報における重要性

金融商品の時価等の開示の判断における重要性と、貸借対照表に独立掲記する重要性は、必ずしも同じではないと考えられます。ただし、適用指針では、原則として貸借対照表の科目ごとに一定の事項を開示するとされており、貸借対照表の「その他」に含められている項目の開示は任意とされています（第 20 項）。これは、財務諸表との関連を明確にするという観点とともに、重要性を考慮したものと考えられます。

連結財務諸表に独立掲記される表示科目は、原則的として時価の開示が必要と考えられることから、連結貸借対照表の独立掲記基準（総資産の 5%）を判断基準の一つとして使用することが考えられます。なお、有価証券とデリバティブについては貸借対照表に独立掲記されていない場合でも、時価の開示が求められます（適用指針第 4 項）。これをまとめると次の通りです。

- 金融商品の時価等の開示の判断における重要性は、貸借対照表の独立掲記の基準と必ずしも同一ではないと考えられる。
- 適用指針では、連結貸借対照表で独立掲記されている科目は、原則として、開示が必要としていることから、連結貸借対照表の独立掲記基準（総資産の 5%）を判断基準の一つとすることが考えられる。
- 有価証券およびデリバティブについては、連結貸借対照表で独立掲記されていない場合にも時価の開示が必要である。

⑶定性的情報における重要性

定性的情報と定量的情報は、両方の記載があって十分な意味を持つと考えられることから、定性的情報は、定量的情報の記載がされている範囲について記載することになると考えられます。

⑷個別財務諸表における重要性

連結財務諸表を作成していない会社の場合には、個別財務諸表で注記を行うことになります。個別財務諸表では、連結財務諸表よりも詳細な科目の独立掲記が求められ、独立掲記基準も総資産の 1%と小さくなっています。これを形式的に当てはめると、連結財務諸表より多くの情報開示が求められることになり、必ずしも適切な結果にならないことが考えられます。

しかし、連結財務諸表と個別財務諸表の開示趣旨の違いにより、独立掲記基準の違いが生じているとの考え方もあることから、連結財務諸表よりも独立掲記が増える部分については、個別に時価開示の要否を検討することになると考えられます。

4. 会社法計算書類における取り扱い

⑴開示の要否

会社計算規則（以下、計算規則）が平成 21 年 3 月に改正され、次の事項の記載が必要とされています。

- 金融商品の状況に関する事項（計算規則第 109 条第 1 項第 1 号）
- 金融商品の時価等に関する事項（計算規則第 109 条第 1 項第 2 号）

なお、関連当事者情報の注記と異なり、計算書類においても、連結注記表で注記されている場合には、個別注記表での注記を要しないとされています。また、会計監査人設置会社以外（公開会社を除く）では、当該注記は不要です（計算規則第 98 条第 2 項第 1 号）。

(2)開示における重要性

計算規則では貸借対照表に記載する科目についての基準がありません。また、計算規則は、有価証券報告書提出会社だけでなく、会計監査人設置会社を対象としていることから、会社の実情に応じて必要な限度での開示を可能とするため、財務諸表規則の注記事項と比べて概括的なものとされています。そこで、時価等の開示の重要性については、会社の実情や科目の実態に応じて判断することになると考えられます。

5. 保証債務などの注記項目における重要性

当座貸越契約、貸出コミットメントおよび債務保証契約の注記項目については、次の二つの要件をいずれも満たす場合に、時価および時価の算定方法を注記することが必要です（適用指針第 22 項、第 23 項）。

- 注記額が総資産額に対して重要な割合を占めること
- 時価に重要性があること

貸借対照表に計上されている科目と異なり、時価の重要性が判断基準として設けられていますので、注記額の総資産額に対する割合だけではなく、時価の損益計算書への影響を考慮することが適当と考えられます。

金融商品の時価等の開示

第 5 回： 実務上のポイント その 2

2009.12.08

新日本有限責任監査法人 ナレッジセンター 公認会計士 金子裕子

6. 定性的情報の開示のポイント

(1)金融商品のリスクに関する注記

定性的情報においては、次の事項を記載することが求められています。従来デリバティブについて記載されていた定性的情報が、金融商品全般に拡大されています。

① 金融商品に対する取組方針
② 金融商品の内容およびそのリスク
③ 金融商品に係るリスク管理体制
④ 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

(2)財務制限条項と金融商品に係るリスクの開示との関係

適用指針第 3 項(2)では、定性的情報として、「金融商品の内容及びそのリスク」を記載するとされており、そのリスクには「資金調達に係る流動性リスク」（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）が含まれるとされています。

借入金や社債に財務制限条項が付されており、資金調達に係る流動性リスクに影響を及ぼす可能性がある場合には、「金融商品に係るリスク」に、財務制限条項に関して記載する必要があると考えられます。

7. 定量的情報の開示のポイント

(1)開示の概要

定量的情報として、次の事項の記載が求められます。

① 金融商品について、時価、貸借対照表計上額、時価の算定方法等
② 有価証券について、保有目的区分ごとの時価、評価差額等
③ デリバティブ取引について、種類ごとの契約額、時価等
④ 金銭債権・満期のある有価証券につき償還予定額を一定の期間に区分した金額
⑤ 社債等の有利子負債につき返済予定額を一定の期間に区分した金額
⑥ リスクフリーレート等で割り引いた金銭債務の金額（任意開示）

(2)時価算定のための評価技法等

時価とは公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配または指標その他の相場（市場価格）に基づく価額をいいます。また、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とします（改正会計基準第 6 項）。「合理的に算定された価額」の算定方法として、次の三つの方法が挙げられています（金融商品会計に関する実務指針（以下、金融商品実務指針）第 54 項）。

① 取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利子率、満期日、信用リスクおよびその他の変動要因を調整する方法
② 対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法
③ 一般に広く普及している理論値モデルまたはプライシング・モデル（例えば、ブラック・ショールズ・モデル、二項モデル等のオプション価格モデル）を使用する方法

(3)割引現在価値の設例

貸付金や借入金等の金銭債権・債務の時価は、(2)②の割引現在価値法により算定されることが考えられます。この場合には、次のような方法で計算します。

【前提条件】

- X1 年 4 月 1 日に 1,000 を年利 2%で貸し付けた。
- 利息は毎年 3 月末、元本は 10 年後に一括返済される。
- 当期末（X5 年 3 月 31 日）における割引率は、すべての期間において 5%とする。

【割引現在価値の計算】

	キャッシュ・フロー	計算	割引現在価値
X6年3月末	20	20÷(1+0.05)=	19.0
X7年3月末	20	20÷(1+0.05)²=	18.1
X8年3月末	20	20÷(1+0.05)³=	17.3
X9年3月末	20	20÷(1+0.05)⁴=	16.5
X10年3月末	1,020	1,020÷(1+0.05)⁵=	799.2
合計			870.1

(4)時価算定の判定ステップ

時価算定に至るまでには、次のステップを踏んで、時価算定の対象範囲を判断すると考えられます。まず、適切に対象範囲を判断し、さらに適切に時価を算定することが必要です。

金融商品会計基準の適用範囲か

↓Yes

重要性があるか

↓Yes

時価を把握することが著しく困難か

↓No

短期間で決済されるか

↓No

時価の算定

金融商品の時価等の開示

第 6 回： 実務上のポイント その 3

2009.12.14

新日本有限責任監査法人 ナレッジセンター 公認会計士 金子裕子

8. 勘定科目ごとの時価の算定例

(1)現預金

短期間で決済される預金や満期のない預金の場合には、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、帳簿価額によることができます。そうでない場合には、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合の預金金利で割り引いた現在価値を時価とする等の方法が考えられます。

(2)売掛金・受取手形・貸付金等（金銭債権）

①基本的な考え方

短期間で決済される場合には、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、帳簿価額によることができます。そうでない場合には、期間に基づいて区分した債権ごとに、満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値を時価とする等の方法が考えられます。

②短期間の判断

現預金、金銭債権および金銭債務について、短期間で決済される場合には、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから帳簿価額によることができるとされています。この場合の「短期間」をどのように判断するかが論点となります。この判断基準として、一律に期間を示すことはできませんが、「金融商品会計に関する Q&A」Q19 では、投資信託および合同運用の金銭の信託のうち時価で評価しなくても実務上の弊害がないものの考慮事項として「短期間（おおむね 3 カ月以内）に運用成果が分配等されること」と記載されています。そこで、3 カ月以内に決済される場合には、「短期間」と判断して問題ないものと考えられ、さらに、6 カ月から 1 年後のように短期間で決済される場合で、時価と帳簿価額の差に重要性がない場合は、短期間として取り扱うことができるのではないかと思われます。

なお、短期間で決済される債権であっても、信用リスクが増大する等の理由により、簿価を時価と見なせない状況になる場合があることに留意が必要です。

③貸倒引当金との関係

債権の時価を算定する場合には、信用リスクを反映することが必要であり、信用リスクは、将来キャッシュ・フローまたは割引率のいずれかに織り込むことになります。債権の時価を、債権金額から貸倒引当金を控除した金額と考えることは、通常は適当でないと考えられます。これは、主として次の理由によるためです。

- 貸倒引当金は、債権残高に過去の貸倒実績率を乗じるなどの一定のルールに基づいて算定されており、「時価算定の際に算出される信用リスク」と必ずしも同じではない場合があること。

- キャッシュ・フロー見積法（改正会計基準第 28 項(2)②）を用いて貸倒引当金を算定している場合にも、期末の割引率ではなく約定利子率または債権取得当初の実効利子率を用いて割引計算しており、割引現在価値法における金額とは異なると考えられること。

⑶有価証券

①基本的な考え方

上場株式の場合には、取引所の価格を時価としますが、非上場株式の場合には、将来キャッシュ・フローが約定されていないことから、時価を算定することが極めて困難な有価証券に該当します。
債券については、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格を時価とします。将来キャッシュ・フローが約定されている場合には、時価を算定することが極めて困難と認められる場合は限定的とされています（適用指針第 39 項）。

②非上場の優先株式（優先出資証券）の取り扱い

非上場の優先株式（優先出資証券）について、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券に該当する場合には、取得原価をもって貸借対照表価額とするとされています（改正会計基準第 19 項(2)）。
ただし、将来キャッシュ・フローが約定されているような一定の種類株式に関しては、時価で貸借対照表に計上するとともに、時価等の開示が必要になると考えられます。また、非上場の種類株式について、容易に市場価格のある普通株式に転換し、取引できるような場合（現時点で普通株式への転換が可能であり、ディープ・イン・ザ・マネーの状態にある場合など）には、当該種類株式について市場価格のある株式として取り扱われることになるとされています（種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い Q2）。

③非上場投資事業組合出資金および匿名組合出資金の取り扱い

非上場出資金については、非上場株式と同様に時価を把握することが極めて困難と認められるかが論点となります。投資事業組合等への出資の場合には、事業目的が限定されることから、資産や負債が特定のもの（有価証券、不動産、借入金など）で構成され、この場合には時価の算出が可能なケースが考えられます。また、株式についても、将来のキャッシュ・フローが約定されている優先株式等では時価のある株式とするとされていることから（適用指針第 39 項）、出資金についても、時価の算出が可能かどうかによって、時価開示の要否が判断されることになります。

④信託受益権証券の取り扱い

金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号および第 2 号に該当する信託受益権は、信託受益権が優先劣後等のように質的に分割されており、信託受益権の保有者が複数である場合（金融商品実務指針第 100 項(2)）などを除き、有価証券として取り扱わないとされています（金融商品会計に関する Q&A Q1）。
また、金銭以外の信託の受益者は、信託財産を直接保有する場合と同様に会計処理することが原則とされていますが、受益者が多数となる受益権を取得した場合は、信託財産を直接保有するとみなし

て会計処理を行うことが困難であることから、受益権を当該信託に対する有価証券と見みなして会計処理します（信託の会計処理に関する実務上の取扱い Q3、Q4）。
有価証券と見なされる場合、合理的に算定された価額が算出可能であれば、時価のある有価証券として会計処理を行い、時価等の開示が行われます。また、信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行う場合には、当該信託財産が金融商品の時価等の開示の範囲に含まれるかどうかによって、時価等の開示が行われるか否かが決まります。

⑷敷金・保証金

敷金・保証金は、改正会計基準等の適用対象となる金融資産または負債（他の企業から現金もしくはその他の金融資産を受け取るまたは引き渡す契約上の権利）に該当する場合に、原則として時価等の開示の対象になります。一方、将来返還されない差入保証金、返還されない敷金などは、償却により費用となる資産であり金融資産でないことから時価等の開示対象から除外されます。
時価は将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定することが考えられますが、将来のキャッシュ・フローがいつ発生するのかについての見積もりが困難なことが想定されます。過去の実績から返還予定時期等を見積もることができる場合には、その見積もりに基づいて時価を算定することが考えられます。また、事業計画などでテナントの入れ替わりなどを想定している場合には、これらとの整合性も考慮することが必要です。
なお、合理的に算定される価額は、実態に応じて算定されるべきであり、契約書上の年限を形式的に用いて時価を算定することは、一般に合理的な見積もりとはいえないと考えられます。

⑸長期借入金・社債

①基本的な考え方

上場社債のように、市場価格がある場合には、市場価格を参照して時価を算定しますが、それ以外の場合は、将来のキャッシュ・フロー（予定返済額及び予定利払額）を、現在価値に割り引いて時価を算出することが考えられます。
なお、負債にオプションが付されているような場合には、価格算定モデルを用いるケースがあります。

②自己の信用リスク

借入金や社債の時価の算定の際には、自己の信用リスクを考慮する必要があることから、原則的には期末日時点における信用リスクをリスク・フリー・レート（当該金銭債務の残存期間に対応する利率）に上乗せして、割引率を決定することになります。なお、信用リスクの算定に際して、十分な担保が付保されている場合には、それも適切に考慮する必要があると考えられます。

③変動金利の場合

変動金利の借入金は、一定期間ごとに金利が更改される条件となっていることが一般的と考えられます。金利の更改期間が通常の期間を超えないようなケースには、時価は簿価に一致していると見なせると考えられます。
なお、この場合にも、自社の信用リスクが大きく変化していないことを確認する必要があります。

(6)リース債権・リース債務

リース債権およびリース投資資産のうちリース料債権部分の時価は貸付金と同様に、リース債務の時価は借入金と同様に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定することが考えられます。この際には、リース資産を担保とした資金調達である点を適切に織り込む必要があります。

なお、リース会計基準適用前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、経過措置を採用している場合には、次の取り扱いに留意が必要です。

ケース	時価等の開示における留意点
a) 賃貸借処理を継続している場合	適用指針の対象外となり、時価等は注記されない（適用指針 25 なお書き）
b) 借手が未経過リース料残高をリース債務残高とした場合や貸手が固定資産の帳簿価額をリース投資資産残高とした場合	貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額がある場合には、その旨を示すことが適当

b)のケースでは、借手のリース債務の額に利息相当額が含まれること、貸手のリース投資資産残高が元本回収額と異なり、時価との差額以外のものが含まれていることから、これを情報開示することが有用と判断されたためと考えられます。

(7)保証債務

合理的に保証料が算出できる場合には、原則として、契約上の保証料と期末日時点で同様の契約を締結した場合の保証料との将来キャッシュ・フローの差額を割り引いて、時価を算定すると考えられます。または、契約上の保証料の現在価値と将来の期待損失の現在価値との差額によっても求めることができます。この考え方は保証料を収受していない場合も同様です。

(8)貸出コミットメント

貸出コミットメントの時価は、契約上のコミットメント・フィーと期末日時点で同様の契約を締結した場合のコミットメント・フィーとの差額を割り引いて、時価を算定すると考えられます。グループ企業間でコミットメントライン契約を締結している場合など、フィーの収受がないケースにおいても、独立第三者間での取引を仮定して、コミットメント・フィーを見積もる必要があります。

なお、連結グループ内の貸出コミットメントはグループ内の取引であり消去されることから、連結財務諸表における時価等の注記対象とはなりません。

(9)デリバティブ

①基本的な考え方

原則として、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によって、時価を算定します。従来はヘッジ会計が適用されているデリバティブは時価開示の対象外とされていましたが、改正後は、ヘッジ会計が適用されているものと適用されていないものに分けて、時価を開示することが求められる点に留意が必要です。

②特例処理等の取り扱い

デリバティブ取引のうち、金利スワップなどの特例処理および為替予約等の振当処理を採用しているものについては、対応するヘッジ対象と一体として当該ヘッジ対象の時価に含めて注記できるとされています（適用指針第 4 項(3)②）。ヘッジ手段とヘッジ対象の時価を一体として開示した場合にも、デリバティブ取引の期末日時点の契約額等の開示は必要です（適用指針第 34 項）。また、一体処理されている複合金融商品の場合にも、組み込まれているデリバティブの時価を複合金融商品の時価として一体で注記することができます。この場合には、リスクが高いものについて、関係する貸借対照表科目等を開示する必要があります（適用指針第 3 項(2)②）。

なお、為替予約等に関して振当処理を採用している場合でも、予定取引をヘッジ対象としている場合には、ヘッジ対象が期末日時点で認識されておらず、繰延ヘッジ処理がなされているため、当該デリバティブの時価が開示されます。

9. 時価の算定方法を変更した場合の取り扱い

金融資産に付すべき市場価格および合理的に算定された価額は、毎期同一または同様の方法によって入手し、評価の精度を高める場合を除き、みだりにこれを変更してはならないとされています（金融商品実務指針第 52 項、第 55 項）。このため、時価の算定方法の変更が認められるのは、評価の精度を高める場合に限られることに留意が必要です。

また、合理的に算定された価額は「経営陣の合理的な見積りに基づく」ものであることから、時価の算定方法の変更は会計上の見積もりの変更に該当することになります。この場合には、追加情報としての注記の要否を検討する必要があります。

まとめ

金融商品の時価等の開示は、キャッシュ・フローや割引率等の見積もりや判断の要素も多いと考えられることから、今後の実務の動向にも十分注意を払う必要があります。また、原則として、連結財務諸表に注記されることから、子会社から適切に情報を入手できるよう、子会社への指導や連結パッケージの工夫等をすることが必要と考えられます。